一　施行者の名称　佐賀県
二　都市計画事業の種類及び名称　佐賀都市計画道路事業三・四・十六号城内線
三　事業施行期間　自平成二十三年二月一日至平成三十年二月二十八日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

**○九州地方整備局告示第七十八号**

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、山国川水系山国川、中津川及び山移川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、九州地方整備局及び同局山国川河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。
なお、平成十六年九州地方整備局告示第百三十八号、第百三十九号は、廃止する。
平成二十九年三月二十九日　九州地方整備局長　小平田浩司

**○九州地方整備局告示第七十九号**

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、大野川水系大野川、乙津川、判田川及び立小野川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。
なお、平成十六年九州地方整備局告示第百四十二号、第百四十三号は、廃止する。
平成二十九年三月二十九日　九州地方整備局長　小平田浩司

**○九州地方整備局告示第八十号**

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、番匠川水系番匠川、堅田川、井崎川及び久留須川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、九州地方整備局及び同局佐伯河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。
なお、平成十八年九州地方整備局告示第百三十五号、第百三十六号、第百三十七号、第百三十八号は、廃止する。
平成二十九年三月二十九日　九州地方整備局長　小平田浩司

**○九州地方整備局告示第八十一号**

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、小丸川水系小丸川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。
なお、平成二十五年九州地方整備局告示第二百二十九号は、廃止する。
平成二十九年三月二十九日　九州地方整備局長　小平田浩司

**○九州地方整備局告示第八十二号**

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、肝属川水系肝属川、串良川、高山川、姶良川及び下谷川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。
なお、平成十四年九州地方整備局告示第四十二号、第四十三号、第四十四号、第四十五号、平成十八年九州地方整備局告示第八十五号は、廃止する。
平成二十九年三月二十九日　九州地方整備局長　小平田浩司

**○九州地方整備局告示第八十三号**

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、球磨川水系球磨川、前川、南川及び川辺川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、九州地方整備局及び同局八代河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。
なお、平成十六年九州地方整備局告示第百五十三号は、廃止する。
平成二十九年三月二十九日　九州地方整備局長　小平田浩司

**○九州地方整備局告示第八十四号**

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、菊池川水系菊池川、合志川、繁根木川、木葉川、岩野川、迫間川及び上内田川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、九州地方整備局及び同局菊池川河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。
なお、平成十四年九州地方整備局告示第八十号、第八十一号、平成二十年九州地方整備局告示第百四十一号、第百四十二号、第百四十三号、第百四十四号は、廃止する。
平成二十九年三月二十九日　九州地方整備局長　小平田浩司

**○九州地方整備局告示第八十五号**

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、矢部川水系矢部川及び飯江川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、九州地方整備局及び同局筑後川河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。
なお、平成十四年九州地方整備局告示第八十二号は、廃止する。
平成二十九年三月二十九日　九州地方整備局長　小平田浩司

**○九州地方整備局告示第八十六号**

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、嘉瀬川水系嘉瀬川及び祇園川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、九州地方整備局及び同局武雄河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。
なお、平成十六年九州地方整備局告示第百四十六号、平成十九年九州地方整備局告示第百四十二号は、廃止する。
平成二十九年三月二十九日　九州地方整備局長　小平田浩司

**○九州地方整備局告示第八十七号**

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、松浦川水系松浦川、徳須恵川及び厳木川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、九州地方整備局及び同局武雄河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。
なお、平成十四年九州地方整備局告示第百六十七号、第百六十八号、第百六十九号は、廃止する。
平成二十九年三月二十九日　九州地方整備局長　小平田浩司

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可
発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　二八〇円（本体二六〇円）　（配送料別）